道路等の種類	内容・留意点	凡例
法第 42 条第 1 項第 1 号	道路法による道路で幅員 4 メートル以上のもの	
法第 42 条第 1 項第 2 号	都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法、新都市基盤整備法等による道路で幅員 4 メートル以上のもの	
法第 42 条第 1 項第 3 号	建築基準法第 3 章の規定が適用されるに至った際現に存在する道で、基準時における幅員が 4 メートル以上のもの	
法第 42 条第 1 項第 4 号	道路法、都市計画法等で事業計画のある幅員 4 メートル以上の道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの	
法第 42 条第 1 項第 5 号	土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法等によらないで築造する政令で定める基準に適合する幅員 4 メートル以上の道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの H1.4.1（指定年月日）【0000】（指定番号） S（昭和）、H（平成）、R（令和）	
第 42 条第 2 項（2 項道路）	建築基準法第 3 章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員 4 メートル未満の道で特定行政庁が指定したもの	
第 42 条第 3 項	2 項道路のうち、土地の状況に因りやむを得ないことから、特定行政庁が水平距離を指定したもの	
一級路線	維持管理課提供情報より掲載（R3.4）	
二級路線	維持管理課提供情報より掲載（R3.4）	
その他路線	維持管理課提供情報より掲載（R3.4）	
位置指定道路区切り	赤線箇所 主に位置指定道路終点に記載	
行政区画線	市町村の境界線	
認可扱い	建築基準法第 43 条第 2 項第一、二号による許認可扱い（水路またぎ等）のもの	
建築基準法外	建築基準法上の道路に該当しないもの	